



労組周辺動向 No.24

2017年12月15日現在

1. 法・政策

(1) 柔軟な働き方へ副業・兼業容認、厚生労働省が改定案

柔軟な働き方を促進するためとして厚生労働省は12月11日、多くの企業が参考にして
いる同省の「モデル就業規則」から副業・兼業の禁止項目を削除し、原則容認する改定案
を有識者検討会に示した。

同検討会によると、副業・兼業は事前に申請した上で、「労務提供の支障」「企業秘密の漏
えい」などがなければ可能とする内容に改定する。テレワークについては、労働時間を適
切に管理することなどを明記。深夜や休日はメールの送付を自粛し、社内システムへの接
続を制限するなど対策が必要だと指摘した。

「第5回柔軟な働き方に関する検討会」については以下（日本語）から。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187570.html>

(2) 求人詐欺・偽装求人の被害を受けないために

2017年3月31日に成立した「職業案地方の一部を改正する法律」に基づいて、20
18年1月1日から求人ルールなどが変わる。

以下のページに2017年職業安定法の改正に関連した資料が公開されている（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

2018年1月1日以降は、求人情報のチェックにあたっては以下を参考に（日本語）。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171017_4.pdf

(3) 教員の勤務時間に上限を：中央教育審議会特別部会が中間報告

教員の働き方改革を議論している中央教育審議会の特別部会は12日、長時間労働を解消
するため、勤務時間に上限を設けることなどを盛り込んだ中間報告をまとめた。

民間企業などに適用される労働基準法の時間外労働の上限は1か月45時間で、文部科学
省はこれを参考に勤務時間の数値目標を来年度にも示す方針。

中間報告では、登下校の見守りは地域や保護者が担うなど計14の学校業務について役割

分担も示した。

公立校の教員の給与を定める法律では、時間外勤務手当を支払わない代わりに基本給の4%が「教職調整額」として支給される。これが勤務時間の管理をあいまいにさせているとされるが、中間報告では見直し案は示されなかった。

「学校における働き方改革特別部会（第9回・2017年12月12日開催） 配付資料」については以下（日本語）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryo/1399399.htm

2. 法違反・闘い

(1) 連合が「2018春季生活闘争方針」を決定し発表

全文は以下で（日本語）。

<https://www.ituc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2018/houshin/data/houshin20171205.pdf?v1205>

方針概要を述べた「プレスリリース」は以下。

https://www.ituc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2018/press_release/press_release_20171205.pdf

(2) 山形大学が有期教職員を来年以降300人雇い止め

山形大学は2018年3月末以降、賃金に民間研究費などの外部資金を充てている有期契約教職員約300人について、雇用契約を更新しない方針を固めた。

ことが12日、関係者への取材で分かった。

同大人事課によると、有期契約の教職員計約900人の雇用経費のうち、約3分の1は行政機関や民間企業などが特定のプロジェクトに対して支出する各種助成金や共同研究費などが充てられており、ほとんどが期間限定の収入のため、大学側は将来にわたって雇用経費を確保する見通しが見えないとしている。人事課の担当者は「誠実な話し合いを通じて理解を得ていきたい」と話している。

(3) 東大、「有期教職員は5年で雇い止め」撤廃へ

有期契約の教職員を最長5年で雇い止めにする規則を定めている東京大学が、この規則を撤廃する方針を固めた。有期で5年を超えて働くと無期契約への転換を求められる労働契約法の「5年ルール」の適用を阻む規則だとして、労働組合が撤廃を強く求めていた。東大で有期で働く8千人近くに無期転換の道が開かれることになり、同様の規則を定めている大学や研究機関にも影響を与えそうだ。

ただ、すべての有期雇用の教職員が無期契約になれるわけではない。新しい規則では、プロジェクト単位の仕事など終了時期が明らかな業務には、更新回数や契約期間の上限を設

けられる。無期雇用になっても、契約の対象業務がなくなれば雇用契約は切れる。組合幹部は「有期の教職員の多くが安定雇用を望んでいるが、全員が無期転換されるわけではない。強引な雇い止めが起きないか注視する」と話す。

3. 情勢・統計

(1) 残業上限、5割超が過労死ライン：朝日新聞が主要225社を調査

日経平均株価を構成する東証1部上場225社の過半数にあたる125社が今年7月時点で、「過労死ライン」とされる月80時間以上まで社員を残業させられる労使協定を結んでいたことが朝日新聞の調べでわかった。うち少なくとも41社が月100時間以上の協定を結んでいた。政府は、繁忙月でも月100時間未満に残業を抑える罰則付き上限規制を2019年度にも導入する方針。日本を代表する企業の多くが協定の見直しを迫られそうだ。

朝日新聞の情報公開請求と取材によると、月間の協定時間が80時間以上だったのは昨年10月時点で157社。全体の7割を占めた。7月時点でも回答があった179社のうち125社にのぼった。

(2) 官製春闘「もういい加減に」 金属労協議長が政権に疑義

自動車や電機などの産業別労働組合が加盟する金属労協議長は6日、賃上げに直接「口出し」する安倍政権のやり方に疑義を示し、「賃上げできる中長期的な政策を出すのが政府の役割」と述べた。